

～ 重要なお知らせ ～

『呉市文化ホール』各施設の申込み方法等が変わります

いつも呉市文化ホールをご利用いただきありがとうございます。

4月1日より、文化ホールの申込み方法等が変わります。

【変更1】申込み開始日の使用申請の申込み方法が先着順から抽選方式へ変更されます。

【変更2】申込み開始日が「日ごと」単位から「月ごと」単位に変わり、同月であれば希望日ごとの来館が不要となります。

【その他】①連続使用の一部取消しや取消した後その日を含む再申請ができません。

②申込み受付期間に締切日が設けられました。

つきましては、下記の申込み手順と注意事項をご確認のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

引き続き、呉市文化ホールのご利用をお待ちしております。

【申込み手順】

申込み開始日の

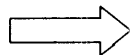
8:30

① 受付

申込み用紙に必要事項をご記入ください。
希望日の重複を確認いたします。



② 内容確認



申請受付・申請書記入・お支払い

■希望日が重複した場合

■重複しない場合



③ 抽選 (A)

抽選 (A) は、希望日の重複したお客様が抽選 (B) のくじを引く順番を決めるくじです。



④ 抽選 (B)

抽選 (B) は、希望日の重複したお客様の当落を決めるくじです。



⑤ 使用日の決定

○8時30分にご集合のお客様で希望日の重複が無くなるまで②内容確認から④抽選 (B) までを繰り返します。



⑥ 申請書記入

○8時30分以降、申込み手続きに来館のお客様はこの抽選が終了するまで待機をお願いすることとなります。



⑦ お支払い

※申込みが集中した場合、申込み手続き終了までに時間を要することもあります。あらかじめご了承ください。

【申込みの際、特にご注意ください点】

○抽選に参加できるのは、1団体（個人）1行事です。

同一団体の複数申請と認められた場合は、利用を取り消させていただきます。

○申込み申請書の申請者及び使用日・内容の変更はできません。（団体などの代表者変更についてはこの限りではありませんが、別途変更届の提出が必要）

○毎月1日に申請対象月1ヶ月分（空き日）について受付をいたします。

月をまたいで連続2日以上使用する場合は、その最初の日を含む受付対象月が申込み開始日（例1）です。

例1) ホールを平成27年5月31日から翌月6月2日までご利用を希望の場合、平成26年5月1日が申込み開始日（抽選日）です。

（別表1「抽選スケジュール対象表」をご参照ください。※ホールと併用してホール以外の施設を使用する場合の受付開始日はホールと同じです。）

| | |
|---------|----------|
| ・ホール | 1年前の該当月 |
| ・展示室1・2 | 6ヶ月前の該当月 |
| ・リハーサル室 | 3ヶ月前の該当月 |
| ・多目的室 | 〃 |
| ・練習室1～3 | 〃 |

○毎月1日の申込み受付日は、8時30分の時点で来館している団体（個人）から受付手順を開始いたします。

8時30分に遅れた団体（個人）は、前頁の申込み手続きが終了するまで受付できませんので、待機をお願いいたします。

【その他、4月1日より使用申請で変更になる点】

○連続使用の一部取消しができません。またその日を含む再申請はできません。（例2参照）

○申込み受付期間に締切日が設けられました。（別表2参照）

| | |
|----------|------------|
| ・ホール | 使用日の1週間前まで |
| ・それ以外の各室 | 使用日の前日まで |

例2) 7月1日から3日の使用申請を7月1日だけキャンセル、または1日と2日をキャンセルということができません。

